



企業年金と国の年金の違い

日本の年金制度には国の年金(公的年金)と企業年金(私的年金)があります。運営主体、加入義務、負担と受給の仕組みに、さまざまな違いがあります。

企業年金と国の年金の概要

老後生活の基本を支える国の年金が1・2階部分、国の年金を補完して老後生活の多様な希望やニーズに応える企業年金が3階部分に例えられます。その概要をまとめると、下表のようになります。

東京都私的病院企業年金基金加入者の皆さんは、将来3つの年金制度から給付を受けることができます。

■ 企業年金と国の年金の概要

	目的	運営主体	加入義務	負担方法	受給形態
確定給付企業年金 ^{※1} (3階部分)	国の年金を補完	企業または基金	任意	事業主が負担 ^{※2}	年金か一時金を選択可
厚生年金 (2階部分)	老後生活の基本を支える	国	強制	労使折半	終身年金
国民年金 (1階部分)				被保険者が負担	

※1 他に企業型確定拠出年金などがあります

※2 事業主掛金を超えない範囲で加入者も拠出可能

ここが違う

運営主体 国か企業が

【国の年金】国民年金、厚生年金ともに国が主体となって制度を運営・管理しています。

【企業年金】確定給付企業年金(DB)か企業型確定拠出年金(DC)かで運営主体が異なります。DBの場合、資産管理や運用の責任を企業または企業年金基金が負います。DCの場合、制度導入・運営の責任は企業が負いますが、資産運用そのものは加入者個人に任せられます。

負担方法 会社か本人か

【国の年金】国民年金の保険料は、年齢や所得に関係なく定額で、被保険者本人が負担します。厚生年金保険料は、毎月の給与と賞与に基づいて算出された額を、労使折半で負担します。

【企業年金】確定給付企業年金(DB)、企業型確定拠出年金(DC)とも、基本的に事業主が全額負担します。さらにDCでは、従業員が掛金を上乗せするマッチング拠出が認められる場合もあります。

加入義務 強制か任意か

【国の年金】国民年金は20歳から60歳未満までの国内在住者に、厚生年金は社会保険適用事業所に所属する70歳未満の会社員または公務員に、加入が義務付けられています。

【企業年金】従業員の福利厚生の一環として各企業が任意で導入します。もちろん、企業年金制度のない会社も存在します。

受給形態 年金か一時金か

【国の年金】国民年金の年金額は、保険料を納めた期間によって異なります。厚生年金の年金額は、加入期間中の平均収入と加入期間の長さに基づいて計算され、人により異なります。受け取り方は、65歳到達時からの終身年金です(受給開始年齢の繰上げ・繰下げが可能です)。

【企業年金】年金額は人により異なりますが、確定給付企業年金(DB)では、将来の給付水準があらかじめ決められています。企業型確定拠出年金(DC)の給付額は、加入者自身の運用実績によって変動します。受け取り方は、DBもDCも年金または一時金、あるいはその併用か、加入者が選択できます。